内閣衆質一九二第一四号

平成二十八年十月七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出GPIFの年金積立金の運用姿勢に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する

0

衆議院議員逢坂誠二君提出GPIFの年金積立金の運用姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

約三十兆五千八百九億円、外国債券約十八兆九千三百八十八億円、 立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)の平成二十七年度末の運用資産額の合計は約百 短期資産約七兆二千三百五十一億円である。 四十兆六千二百七十一億円であり、その運用資産額の内訳は、国内債券約五十二兆八千十億円、国内株式 お尋ねの 「資金の規模とそれぞれの運用種別」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 外国株式約三十一兆七百十四億円及び 年金積

一及び三について

最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、基本ポートフォリオを定め な運用利回り おいては、平成二十七年四月一日に定めた中期目標の中で、GPIFに対して、長期的に積立金の実質的 いてどのような組み合わせをする方針」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 お尋ねの「「運用益を確保すると同時に運用のリスクを低減させるため」に、 (積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。) 一・七パーセントを 「運用先や運用方式につ 厚生労働省に

年金積立金の管理を行うこと、年金積立金については分散投資による運用管理を行うこと等を求めている。

## 四について

平均、 利 お尋ねの ている。 GPIFにおいては、 あるいは十年平均の年金積立金の運用利回りの目標」を意味するのであれば、 「五年平均、 また、 御指摘の あるいは十年平均の年金積立金の運用利回りの目標」は想定していないものと承知 基本ポートフォリオの策定に際してはその想定運用期間を二十五年としており、 「目標利回り」の意味するところが必ずしも明らかではないが、それが

## <u>Fi.</u> について

期的な運用利回り等の試算や将来の積立金の見込みに関するシミュレーションを行って、 基本ポートフォリオを策定した時と比較して、 見られるが、 リオの定期検証を実施した。 回り GPIFは、 Ó 目標を想定していないことから、 現行の基本ポートフォリオは効率的で、 平成二十八年三月に、 その結果、 直近 金利低下の影響等により、 お答えすることは困難である。 (平成二十八年二月) 運用残高が年金財政で必要とされる積立金水準を下回るリ おおむね目標利回りを満たしていること及び現行の までの経済・市場データを織り込み、 国内債券の期待リターン低下の影響は GPIFは当該運用 基本ポート 五年 ・フォ 長

スクが低下し、 必要な積立金水準を確保できる見通しが高まったことを確認し、 現行の基本ポ ートフォリ

オを変更する必要はないとの結論に至っているものと承知している。

六について

お尋ねについては、 仮定の質問であることからお答えすることは差し控えたい。

七について

お尋 ね  $\bigcirc$ 「保有株式の出口戦略」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 それがGPIFの保

有する資産の売却の時期、 方法等を意味するのであれば、 GPIFにおいては市場その他の民間! 活 .動に与

える影響に留意して、これらを公表していないと承知しているためお答えすることは困難である。

八について

お尋ね 0 「評価機関」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 GPIFには、 経済又は金融に

関して高 い識見を有する者その他の学識経験を有する者からなる運用委員会が設置されており、 同委員会

によって年金積立金の管理及び運用に関する業務の実施状況が監視されている。 また、 GPIF は 毎年

度年金積立金の運用状況を記載した業務概況書の作成及び公表並びに四半期ごとの年金積立金の運用状況

の公表をしている。 独立行政法人通則法 なお、 厚生労働省としても、 (平成十一年法律第百三号)に基づいて毎年度厚生労働大臣がGPIF 必要に応じて運用状況についてGPIFから報告を徴す

の業務の実績についての評価等を行っている。

## 九について

求めるとともに、 と承知している。 このため、 ている債券及び株式の銘柄の全面開 年金積立金の運用については、 GPIFでは、 年金積立金の運用に関する広報や、 政府としても、 ホームページ等を活用した広報活動を展開している。さらに本年度から保有し 適切な情報を分かりやすく丁寧に説明を行っていくことが必要である。 中期目標においてGPIFに国民に対する情報公開 示に踏み切るなど、 年金積立金の運用に関係する審議会における審議内 情報の開示について積極的に取り組んでいるもの ·広報活動 0 充実を

## 十について

容等について情報開示を行うなどの取組を進めている。

お尋ね 0 「その時の政権の意向で運用積立金の運用量を倍増させるなどした場合、日本の株式市場に大

きな影響を与える。このような行為は、

結果として、

日本の株式市場を歪めることにはならないのか」

0

法 える影響に留意すべき旨が定められており、 運営の安定に資することを目的として行う旨が定められている。 者の利益のために、 意味するところが必ずしも明らかではないが、 (昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法 (平成十六年法律第百五号)第二十条第二項において、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与 長期的な観点から、 安全かつ効率的に行うことにより、 GPIFにおいて市場への影響に留意しつつ被保険者の利益 年金積立金の管理及び運用に当たっては、 (昭和三十四年法律第百四十一号)において専ら被保険 また、年金積立金管理運用独立行政法人 将来にわたって、 厚生年金保険法 年金事業の

となるように運用が行われているものと承知している。